

下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業

○事業の流れ

医療的ケア者・医療的ケア児の家族

申請前に対象者に該当していることを確認し、利用している訪問看護ステーション等へ相談する。



訪問看護ステーション等

利用登録申請書兼現況届（様式第1号）を作成し、医療的ケアを受けていることがわかる書類（医師の訪問看護指示書の写し等）を添付の上、下関市障害者支援課へ申請書を提出する。



下関市障害者支援課

利用登録決定（却下）通知申請書（様式第2号）を訪問看護ステーション等へ送付する。利用登録を決定した場合は、利用者の登録を行う。



訪問看護ステーション等

サービスを提供した場合は、翌月の末日までに、利用者別の実績報告書（様式第4号）を添えて、請求書（様式第5号）を下関市障害者支援課に提出する。



下関市障害者支援課

提出された書類を審査し、訪問看護ステーション等の指定口座へサービス提供費を振り込む。

○毎年の現況届

医療的ケア者・医療的ケア児の家族

毎年、訪問看護ステーション等を通じて、医師の訪問看護指示書の写しを添付の上、利用登録申請書兼現況届（様式第1号）を下関市障害者支援課に提出する。

○住所等の変更があった場合

医療的ケア者・医療的ケア児の家族

訪問看護ステーション等を通じて、利用登録申請書兼現況届（様式第1号）を下関市障害者支援課に提出する。